

～中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を申請される方～

主な認定要件

1. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が富津市内であること。
2. 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
3. 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

必要書類

1	認定申請書 2通	<input type="checkbox"/>
2	最近1か月分と前年同期の1か月分の売上高又は販売数量が確認できる資料 (試算表、売上台帳 等)	<input type="checkbox"/>
3	認定申請書(ロ)Dが確認できる資料	<input type="checkbox"/>
4	【法人の方】履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し※3か月以内のもの	<input type="checkbox"/>
	【個人の方】直近の確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>
5	委任状(代理人が申請する場合)	<input type="checkbox"/>
6	許認可証の写し※許認可業種の場合	<input type="checkbox"/>

- ・上記の書類を富津市役所商工観光課にご提出ください。
- ・上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類をご提出いただくこともございます。
- ・認定書の有効期間は発行日から30日間です。

※ただし、令和2年1月29日から令和2年7月31日までに発行されたものの有効期間については8月31日までとする。

【お問い合わせ先】 商工観光課

TEL: 0439-80-1287